

住生活基本計画(全国計画)

住生活の 将来ビジョン2050

— 人生100年時代の持続可能な住生活をめざして —



国土交通省

2050年を見据えた住生活をめぐる
 様々な変化を踏まえ、
 3つの視点と11の目標を設定しました。

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進を目指す

住生活基本計画(全国計画)の 3つの視点と 11の目標及び施策の方向性



1 高齢期

高齢期の返済負担軽減が可能なローンの整備や、居住サポート住宅・セーフティネット登録住宅の普及を促進していきます。



2 若者・子育て

こどもつながるURの実践と既成住宅地で相続される住宅の流通活性化を推進していきます。



3 住宅確保要配慮者

官民の事業者及び団体が連携し、「気づき」と「つなぎ」のある総合的・包括的な居住支援体制を整備していきます。



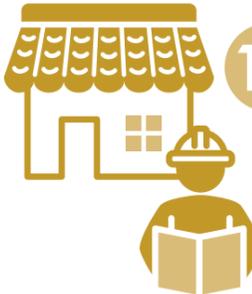
4 アフォーダブルな住宅

住宅ローンの充実など住宅取得負担軽減策や、買取再販による既存住宅の良質化など、多様な選択肢の充実を需要・供給両面から推進していきます。



10 住生活産業の発展

担い手の確保・育成や、DX・GXの推進、住生活関連企業の海外展開、および「和の住まい」を推進していきます。



人生100年時代における時々のライフスタイルやあらゆる世帯属性に適した住宅を過度な負担なく確保できる社会を目指します。

官民投資により蓄積してきたインフラと居住環境を備えた住宅・住宅地が市場を通じて最大限に活用される持続可能な社会を目指します。

住まうヒトの視点

住まうモノの視点

住まいを支えるプレイヤーの視点

国、地方公共団体、事業者、そして住生活を営む居住者自身も含めたあらゆる関係者で連携して住宅市場を維持し続ける社会を目指します。

5 スtock形成

耐震・省エネ・バリアフリー性能の高い住宅ストックの形成を推進していきます。



6 市場での適正な評価

住宅が適切に維持管理・点検されるような環境整備と、市場で利用価値が評価されるような評価法の普及を推進していきます。



7 管理・再生活用・除却

空き家化する前の対策や除却への支援、マンションの計画的な維持管理の推進によるストックの更新の円滑化に取り組みます。



8 住宅地の持続可能性

住宅・宅地を次世代に継承する意識を醸成し、持続可能な住宅地の形成に取り組みます。



9 災害への対応

密集市街地、狭あい道路を有する市街地の改善や、災害発生後の切れ目のない金融上、技術上の支援を行っていきます。



11 地域の住宅行政

住生活基本計画を推進するにあたり、各地方公共団体など地域の主体とのさらなる連携・協働を推進していきます。



住生活基本計画とは

住生活基本計画（初代計画は平成18（2006）年9月閣議決定）は、住生活基本法に掲げる「良質な住宅の供給」、「良好な居住環境の形成」、「居住の安定の確保」等の基本理念にのっとり、「基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進」を図るために策定するものです。

平成18（2006）年の制定後、おおむね5年ごとに見直しを行っています。

今回の特徴・これまでの計画との違い

令和8（2026）年3月に閣議決定した住生活基本計画（全国計画）は、2050年までの単身世帯の増加、既成住宅地等における相続住宅の発生増加、生産年齢人口の減少といった「住まうヒト」、「住まうモノ」、「住まいを支えるプレイヤー」の変化を見据えて、既存の住宅ストックを最大限に活用しながら、人生100年時代の住生活を支える基盤を再構築していくという住宅政策の方向性を明確にした点が特徴です。

「目標4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備」といったアフォーダビリティの確保や、「目標8 持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成」といった住宅地のサステナビリティに関する目標を掲げていることなども、これまでの計画と異なる点です。

その他Q&A

Q1. なぜ今回「2050年」を取り上げたのですか？

住宅政策の基礎となる将来の人口・世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所より2050年までの推計値が示されています。また、戦後の住宅政策の変遷を顧みると、「住宅難の解消」に始まり、「量の確保から質の確保へ」、「市場機能・ストック重視」へとおおむね四半世紀ごとに大きな方向性が変わってきました。

これまでの変遷を踏まえ、四半世紀先の住生活の姿を描き、これを中長期的な目標と捉えた上で、当面10年間にける施策の方向性を議論するために、今回の計画では2050年を取り上げました。

Q2. 地方公共団体は、どのようなことに取り組む必要がありますか？

都道府県のみなさま

新たな全国計画に即して都道府県計画の見直しをお願いします。その際、「目標11 国と地方における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備」や第4「(5) 全国計画、都道府県計画、市区町村における基本的な計画等の策定」を踏まえ、市区町村と連携しながら、施策の方向性を示すことを期待しています。

市区町村のみなさま

今回の全国計画の改定をきっかけに、ぜひ市町村計画として、住宅にかかる施策の方向性の検討をお願いします。その際には、まちづくり・防災・医療・福祉などの分野と連携した施策の実施が期待されます。また、都道府県計画や市区町村の他の計画の一部として施策の方向性を示すことで、市町村計画の策定に替えることも考えられます。

関連リンク（国土交通省HP）



住生活基本計画



地方公共団体の
住生活基本計画



住まりテ

（住まいの
リテラシー向上に役立つ
官民連携プラットフォーム）

